



栃木県公報

令和2(2020)年
1月28日(火)
第74号

目次

告 示

- 土地改良区営土地改良事業の換地計画に対する適当決定及び公告縦覧…………… 47
- 道路の供用開始…………… 47

公 告

- 患畜の届出…………… 47

告 示

栃木県告示第36号

次の事業主体から申請のあった換地計画に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告する。

なお、同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第52条の3第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和2(2020)年1月28日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	地域名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
小山市	下河原田・生駒地区土地改良（区画整理）事業	下河原田・生駒地区	令和2(2020)年1月29日から2月27日まで	令和2(2020)年3月13日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年1月28日から同年2月26日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年1月28日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
155	一般県道羽生田鶴田線	宇都宮市下砥上町73-3から宇都宮市下砥上町200-2まで	令和2(2020)年1月28日

(道路保全課)

公 告

- 患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年1月28日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	令和2(2020)年1月8日	へい死

(畜産振興課)